

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康管理(健康増進法)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、健康管理(健康増進法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

阿見町長

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(健康増進法)に関する事務
②事務の概要	健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 ①対象となる検診等(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・成人健康づくり健診 ・歯周疾患検診 上記検診等の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ②生活習慣相談等その他の健康増進事業の実施 ③健康増進法による健康増進事業の対象者の把握
③システムの名称	健康管理システム, 共通宛名システム, 中間サーバー, 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル, 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第111項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号  【情報提供】 番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 029-888-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	保健福祉部健康づくり課 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4671番地1 029-888-2940
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ○ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[            十分である            ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号が不要な業務については、個人番号を書類に記載してもらわないようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	1-②事務の概要	健康増進法に基づく事務 がん検診, 成人健康づくり健診, 肝炎ウイルス検診の管理, 統計報告資料作成, データ分析の処理を行う。 ①生活習慣相談等の健康増進事業の実施 ②健康増進法による健康増進事業の対象者の把握	健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務  ①対象となる検診等(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・成人健康づくり健診 上記検診等の管理, 統計報告資料作成, データ分析の処理を行う。 ②生活習慣相談等その他の健康増進事業の実施 ③健康増進法による健康増進事業の対象者の把握	事前	
令和4年3月11日	1-③システムの名称	健康管理システム, 共通宛名システム	健康管理システム, 共通宛名システム, 中間サーバー, 団体内統合宛名システム	事前	
令和4年3月11日	2.特定個人情報ファイル名	予防接種ファイル, 宛名情報ファイル	検診情報ファイル, 宛名情報ファイル	事前	
令和4年3月11日	4-②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 第70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省第7号)第39条  【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二(第26, 56の2, 87項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省第7号)第19, 30, 44条	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の第102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省第7号)第50条  【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の第102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省第7号)第50条	事前	
令和6年12月26日	3-個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第54条	番号法第9条第1項 別表 第111項	事前	
令和6年12月26日	4-②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の第102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省第7号)第50条  【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の第102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省第7号)第50条	【情報照会】 番号法第19条第8号  【情報提供】 番号法第19条第8号	事前	
令和8年3月2日	1-②事務の概要	健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務  ①対象となる検診等(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・成人健康づくり健診 上記検診等の管理, 統計報告資料作成, データ分析の処理を行う。 ②生活習慣相談等その他の健康増進事業の実施 ③健康増進法による健康増進事業の対象者の把握	健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務  ①対象となる検診等(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・成人健康づくり健診 ・歯周疾患検診 上記検診等の管理, 統計報告資料作成, データ分析の処理を行う。 ②生活習慣相談等その他の健康増進事業の実施 ③健康増進法による健康増進事業の対象者の把握	事前	